

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-01		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高額介護サービス費支払費用貸付事業			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
			担当者名	丹		内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-11-01		高額介護サービス費支払費用貸付事業費				
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	荒川区高額介護サービス費支払費用貸付条例・		
終期設定	有 無		年度	法令等	同条例施行規則		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払が困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援者						
内容	<p>1貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない）</p> <p>2事業実施方法 貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）</p>						
経過	平成12年度介護保険法施行時から実施						
必要性	介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	貸付件数（件）	0	0	0	1	1	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	条例事業であり、セーフティネットとして制度を維持する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		27	27	27	27	27	27	27
決算額(30年度は見込み)		0	0	0	0	0	0	27
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
貸付件数		0	0	0	0	0	0	1
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
役務費	郵送料(通知書)	0	役務費	郵送料(通知書)	0	役務費	郵送料(通知書)	1
貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	26

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	341	371	30		地方税		
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	38	72	34	行政収支差額(a)-(b)=(c)	379	443	64	
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	379	443	64	通常収支差額(c)+(d)=(e)	379	443	64	
	特別費用(g)				特別収入(f)				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	379	443	64	

備考

28年度、29年度ともに事業実績は0件であるため、行政費用は制度周知のための人件費

問題点・課題

制度開始以来、ケアマネジャー等への周知やチラシの配布を行ってきたところであるが、「生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認制度」の利用や、そもそも高額介護サービス費の限度額を超えるサービスを利用しない等の理由により、制度の利用に至っていない。必要な利用者が発生した場合に、適切に対応できるよう、ホームページ等でさらなる周知が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	チラシやホームページまた、ケアマネジャー等を通じて制度の周知を図る。	ホームページ等に掲載を行った。	引き続き、ホームページ等で制度の周知を図っていく。

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、中央区(社協にて生活福祉資金貸付制度あり)、北区、練馬区

議(要旨)問(状)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	高齢者住宅改修給付事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	竹井・古賀	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-04	高齢者住宅改修給付事業費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成 元年度	根拠		荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱			
終期設定	有 無	年度		法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	05	高齢者の住まいの確保				
目的	介護保険対象外となった高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の利便性向上と福祉の増進を図る。						
対象者等	介護保険の要介護認定を受けた荒川区内に住所を有する高齢者（所得により負担割合が異なる）で、自宅での自立した生活を支えるために住宅改修が必要と認められる者。						
内容	1 高齢者住宅改修予防給付（～介護保険と同様の内容）：基準額20万円（介護保険と同額） 手すり取付 床段差解消 滑り防止・移動円滑化等の床材変更 引戸等への取替 洋式便器等への取替 その他付帯工事 2 高齢者住宅設備改修給付 浴槽の取り替え及び付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 379千円（都の補助基準と同額） 流し、洗面台の取り替え及び付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 156千円（都の補助基準と同額） 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額 106千円（都の補助基準と同額） 3 高齢者住宅設備等新設給付（生活スペース移設）：基準額 991千円（区独自基準） （1階床の新設 350千円、浴槽・流し・便器の新設 上記住宅改修と同額） 4 高齢者転倒防止用手すり設置給付：基準額 5万円（区独自基準）						
経過	平成元年度 荒川区高齢者住宅改修費助成事業として開始 種目：浴室改善、便所改善 平成3年度 玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加 平成5年度 階段昇降機を種目追加 平成12年度 住宅改修が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施（対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分） 平成29年度 「住宅設備等新設給付」と「転倒防止用手すり設置給付」の2種目を追加（平成29年12月1日から受付開始）						
必要性	介護保険対象外の高齢者について予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても介護保険支給対象外の改修種目の給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の利便性向上と福祉の増進を図る。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請 訪問調査（転倒防止給付は省略） 工事計画書の提出 改修費助成決定 工事中 工事完了 完了調査 助成金支出						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	予防給付件数(件)	19	8	15	18	18	
	設備改修件数(件)	81	89	72	88	90	
	転倒防止用手すり設置給付件数(件)	0	0	25	887	120	平成29年12月制度開始
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
	30年度	31年度					
推進	推進	介護給付制度との整合性を図りながら、高齢者の在宅生活の支援を図る。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		31,258	48,280	35,708	35,387	28,190	35,253	69,820
決算額(30年度は見込み)		31,202	22,332	20,726	18,837	16,760	18,801	69,820
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	予防給付件数	17	18	10	19	8	15	18
	設備改修給付(浴槽、流し等、便器)件数	139	96	93	81	89	72	88
	設備新設給付件数	-	-	-	-	-	1	10
予防給付(少額手摺取付)件数		-	-	-	-	-	25	887
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	専門相談員の報償費	631	報償費	専門相談員の報償費	581	報償費	専門相談員の報償費	947
	住宅改修事業者研修会講師謝礼	0		住宅改修事業者研修会講師謝礼	0		住宅改修事業者研修会講師謝礼	23
役務費	決定通知等郵送料	2	役務費	決定通知等郵送料	3	役務費	決定通知等郵送料	123
扶助費	住宅改修予防給付事業	900	扶助費	住宅改修予防給付	2,070	扶助費	住宅改修予防給付	3,200
	住宅設備改修給付事業	15,227		住宅設備改修給付	14,325		住宅設備改修給付	18,427
				住宅設備等新設給付	797		住宅設備等新設給付	8,820
				転倒防止用手すり設置給付	1,025		転倒防止用手すり設置給付	35,528

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
		給与関係費	3,211	5,710		2,499	地方税	0
物件費	2	4	2	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費	0	0	0	都支出金	11,071	10,267	804	
扶助費	16,127	18,217	2,090	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等	631	581	50	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	11,071	10,267	804	
賞与・退職給与引当金繰入額	355	1,113	758	行政収支差額(a)-(b)=(c)	9,255	15,358	6,103	
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)	20,326	25,625	5,299	通常収支差額(c)+(d)=(e)	9,255	15,358	6,103	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	9,255	15,358	6,103	

備考 行政費用の「扶助費」は、住宅改修給付に係る支給額
29年度から給付種目追加により、担当職員1名増

問題点・課題 制度を有効に活用し、自宅での自立した生活を継続してもらう必要がある。一方で、特に予防給付については認定結果が非該当となった方を対象としているため、給付の必要性を十分に審査した上で、今後の介護予防に資する給付を行うことが重要である。
住宅改修の相談から工事着工までの期間をできるだけ短縮する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
	新たな追加給付種目を円滑に実施する。	新設給付及び転倒防止給付の2種目を拡充し、制度の充実を図った。	予防給付については、理学療法士とともに現地調査を行い、現状を確認したうえで適切な給付を行っていく。
			必要な改修を最短の期間で行えるよう、相談から現地調査、審査決定までの工程を円滑に進めていく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
状況(要質問)	都の補助基準と同内容で実施している区と、独自に項目等を追加又は縮小して実施している区がある。 なお、設備改修給付(要介護・要支援の認定を受けた方を対象とした給付)実施は22区、予防給付(要介護認定結果が自立の方を対象とした給付)実施は20区、転倒防止給付は0区、住宅設備等新設給付は1区 13年一定 住宅改修事業者への適切な指導・助言と研修会の開催について 14年一定 住宅改修事業者への事業PRについて 24年決特 高齢者住宅改修の助成条件について(要介護認定の必要性について)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-03	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	訪問介護自己負担額軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	2432	
		担当者名	青木	内線			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-08	訪問介護自己負担金軽減費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠	荒川区の高齢者・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	訪問介護等を利用する低所得者のうち、荒川区障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を補助し、福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等						
内容	<p>経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、前年度末現在において本事業の対象者である者。</p> <p>(1) 要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者</p> <p>(2) 介護保険法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを経験した手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者</p> <p>(3) 平成18年4月1日以前に特定疾病により要介護又は要支援状態となった40歳から64歳までの者</p>						
経過	<p>経過措置対象者</p> <p>【利用者負担割合】</p> <p>平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成20年7月から：3%（区助成率7%）</p> <p>国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了したが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続している。（生活保護受給者を除く。）</p>						
必要性	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として必要である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>利用者は訪問介護事業者に10%のうち3%の利用料を支払い、事業者が毎月に取りまとめて区に申請。区は内容を審査し事業者に7%を支払う。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	助成件数(件)	163	184	190	132	144	
	認定者数(人)	19	16	15	15	15	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,801	1,749	1,744	1,513	1,314	1,408	1,480
決算額(30年度は見込み)		1,576	1,304	1,312	1,064	1,251	1,208	1,480
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
自己負担額軽減費(千円)		1,556	1,285	1,292	1,047	1,236	1,192	1,453
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	2
役務費	郵送料(通知書)	14	役務費	郵送料(通知書)	15	役務費	郵送料(通知書)	25
負担金補助等	負担金軽減費	1,236	負担金補助等	負担金軽減費	1,192	負担金補助等	負担金軽減費	1,453

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0		地方税	0	0	0	0
	物件費	15	17	2	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	0	
	補助費等	1,236	1,191	45	使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	1,251	1,208	43			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	1,251	1,208	43	通常収支差額(c)+(d)=(e)	1,251	1,208	43			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	1,251	1,208	43			

備考 行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費

問題点・課題 毎月、訪問介護サービス事業者が代理申請する方式を採用しているが、申請額が少額の事業者もあり、事業者にとって手続きが煩雑になっている。また申請の担当者が変わり、引き継ぎがなく申請が滞る場合もあるため、確認が必要。
利用している事業者が変わることもあるので実績等で確認が必要。また手続き方法等も事業者に対して説明をする。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き、事業者の請求漏れがないよう周知を行う。	支給決定通知を送付するとともに、改めて請求締切日のお知らせを添付し周知した。	利用者が事業者を変更・追加した場合に、特に実績の確認作業を慎重に行う。

他区の実況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区)
台東区	
況(要旨)	議(要旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-04	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	2432	
		担当者名	青木	内線			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-09	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、区が行っているホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用して低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に、保険給付の利用者負担の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	低所得者であって、障害者自立支援法施行後に介護給付の対象者に移行した者で、障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等						
内容	利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの 1 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。 (1)要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 (2)特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 2 7月から12月にかけては前年の、1月から6月にかけてはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。 利用者負担：3%（本来10%）。						
経過	平成18年4月 障害者自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置として実施。（区単独事業） （平成18年9月8日要綱決定） 平成29年4月 代理受領払い開始 代理受領とは利用者が訪問介護事業者に10%のうち3%の利用料を支払い、事業者が毎月に取りまとめて区に申請。区は内容を審査し事業者に7%を支払う。						
必要性	急激な負担増に対応することが困難な障害者が自立した生活を営むために、激変緩和措置は必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 従来の支払い方法：利用者が10%を事業者を支払い、区に領収書を添付し申請し区から7%の補助を受ける。平成29年4月より代理受領払い開始						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	助成件数（件）	54	42	78	68	70	
	認定者数（人）	15	14	11	11	20	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
	30年度	31年度					
推進	推進	障がい者関連施策上必要な手段である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		202	215	762	863	911	1,046	1,167
決算額(30年度は見込み)		178	347	629	564	733	972	1,167
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	移行利用者負担軽減費(千円)	175	340	620	557	723	964	1,148
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	2
役務費	郵送料(通知書)	9	役務費	郵送料(通知書)	7	役務費	郵送料(通知書)	17
負担金補助等	負担金軽減費	723	負担金補助等	負担金軽減費	964	負担金補助等	負担金軽減費	1,148

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0		地方税	0	0	0	0
	物件費	9	7	2	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	0	
	補助費等	723	965	242	使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	108	108	108	108	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	108	108	108	108	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	732	864	132	132	132	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0	0	
	行政費用合計(b)	732	972	240	通常収支差額(c)+(d)=(e)	732	864	132	132	132	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	732	864	132	132	132	

備考 行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費

問題点・課題 ○平成29年度7月より代理受領払いを開始したが、代理受領を扱っていない事業者があり利用者からの個人請求と事業者請求の両方の支払処理を行うため、適正な管理が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	代理受領の取扱いを開始し利用者の申請の負担を軽減していく。	7月より代理受領の取扱いを開始し、利用者による請求申請の負担が軽減された。	一部の事業者は代理受領の取扱いをしていないので、今後も個人請求の利用者に対しては請求漏れがないよう働きかける。

他区の実況(要旨) (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-05	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	介護保険サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	2432	
		担当者名	青木	内線			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-10	介護保険サービス利用者負担軽減費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	13年度	根拠	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	要介護・要支援認定者のうち低所得者で特に生計を営むことが困難である者及び生活保護受給者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」により、利用者負担額を軽減することを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、要件をすべて満たす者及び生活保護受給者						
内容	1 軽減対象サービス…（一般）25サービス、（生活保護受給者）4サービス ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外 2 軽減制度による本人負担割合：3/4（軽減分1/4） （生活保護受給者については、居住費（滞在費のみ）利用者負担額の全額（100/100）） 3 軽減分負担割合：（社会福祉法人等の場合） ・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8 （その他の事業者の場合） ・申請事業者1/2 ・都1/4 ・区1/4						
経過	平成14年1月 軽減措置開始（利用者負担割合1/2、軽減割合1/2） 平成15年7月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 平成17年10月 制度改正により、対象サービス、負担割合変更 （本人負担割合を3/4とする（老齢福祉年金受給者は1/2）） 平成23年4月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 （生活保護受給者は一部施設サービスを利用した際の居住費（滞在費）は全額軽減対象とする） 平成24年4月 制度改正により、対象サービスの変更 平成25年10月 制度改正により、生活扶助基準見直しに伴う特例措置開始						
必要性	低所得者で生計を営むことが困難な者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 利用者の申請に基づき対象者に認定証を交付し、利用者は証を提示することで軽減を受ける。 社会福祉法人、事業者は軽減した実績に基づき、区に補助金を請求する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	軽減制度認定者数	57	64	70	76	69	年度末認定者
	軽減制度申出社会福祉法人数	64	65	65	65	65	区内・区外法人
	軽減制度申出事業所数	88	90	90	90	90	区内・区外事業所
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、生計を営むのが困難な利用者の生活の安定を図る上で必要である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		7,417	8,106	2,162	2,356	2,126	1,975	1,875
決算額(30年度は見込み)		2,235	2,064	2,098	1,705	1,659	1,935	1,875
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
社会福祉法人等(千円)		1,562	1,705	1,886	1,582	1,543	1,806	1,701
介護サービス提供事業者(千円)		388	309	198	109	103	115	120
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	窓あき封筒等	2	需用費	窓あき封筒等	1	需用費	窓あき封筒・通知書	37
役務費	郵送料(通知書)	11	役務費	郵送料(通知書)	13	役務費	郵送料(通知書)	17
負担金補助等	軽減補助金	1,646	負担金補助等	軽減補助金	1,921	負担金補助等	軽減補助金	1,821

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,024	1,112	88		地方税	0	0	0	0
	物件費	12	14	2	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,829	1,924	95			
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0			
	補助費等	1,646	1,921	275	使用料及び手数料	0	0	0			
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,829	1,924	95			
	賞与・退職給与引当金繰入額	113	217	104	行政収支差額(a)-(b)=(c)	966	1,340	374			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	2,795	3,264	469	通常収支差額(c)+(d)=(e)	966	1,340	374			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	966	1,340	374			

備考 行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費

問題点・課題 補助額に比して事務手続きが煩雑であり、事業者の負担となっている。
全ての施設で軽減制度が使えるわけではないことから、被保険者に対する事業の周知もあまり進まない現状。(進めにくい部分もある)

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	生活福祉課ケースワーカーやケアマネジャーを中心に制度の周知を図る。	生活福祉課職員の事業に関する認識が高まり、問合せや申請が増えた。	事業者への制度の周知を図り、登録事業者が増えるように取り組む。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
社会福祉法人	22区、事業者18区で実施(H28.7状況)

議(要旨)問状	
---------	--

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-06	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	依田	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-14	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	利用者負担第1段階から第3段階まで（本人及び世帯非課税）の低所得者に対する、食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象とならない者で、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。						
対象者等	本人が区民税非課税（世帯課税）、世帯の課税合計所得金額が500万以下、また本人及び配偶者の預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下である、という要件を満たす者。（生活保護受給者を除く）						
内容	(1) 補助対象経費 ・ 介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費 ・ 短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費 (2) 補助単価 ・ 第4段階 介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護：500円/日 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：250円/日 ・ 第3段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：500円/日 ・ 第2段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日 ・ 第1段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日						
経過	【平成21年度】新規事業として開始 【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管 【平成26年度】高齢者福祉課から介護保険課へ事務移管						
必要性	・ 利用者負担第4段階の中でも、所得等に応じた軽減策が必要であること。 ・ 施設の空きがないなどの理由により、やむを得ず補足給付対象外施設である認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	対象者数(3施設・短期入所)	112	95	121		140	
	対象者数(GH・小規模)	82	63	82		100	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	介護保険の特定入所者サービス費の制度改正内容を見極めつつ、引き続き実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		44,123	35,527	31,374	30,602	29,721	29,265	26,076
決算額(30年度は見込み)		30,433	28,701	31,069	28,234	24,257	21,820	26,076
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	対象者数(施設・SH) ()は実人数	190(138)	167(107)	167(123)	112(94)	95(89)	121(90)	
	対象者数(GH・小規模) ()は実人数	91(79)	117(95)	135(112)	82(73)	63(59)	82(71)	
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	事務用消耗品等	13	需用費	事務用消耗品等	8	需用費	事務用消耗品等	14
役務費	決定通知送付用	42	役務費	決定通知書送付用	63	役務費	決定通知書送付用	148
負担金補助等	食費・居住費に対する補助	24,202	負担金補助等	食費・居住費に対する補助	21,749	負担金補助等	食費・居住費に対する補助	25,914

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,365	2,224	859		地方税	0	0	0	0
	物件費	55	71	16	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	0	
	補助費等	24,202	21,749	2,453	使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	151	433	282	行政収支差額(a)-(b)=(c)	25,773	24,477	1,296	1,296	1,296	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0	0	
	行政費用合計(b)	25,773	24,477	1,296	通常収支差額(c)+(d)=(e)	25,773	24,477	1,296	1,296	1,296	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	25,773	24,477	1,296	1,296	1,296	

備考 行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費

問題点・課題 区外施設を利用している対象者は、対象者が区に請求を行うことから請求漏れや遅れが発生しやすく、支払手続きが滞りがちである。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	新システム導入に伴い、更に事務処理の効率化を図っていく。	効率的な事務処理に努め、円滑に請求手続きが出来るようになった。	区外施設を利用している対象者に対し、請求漏れや遅れを防止出来るよう、案内を工夫するとともに通知を送信する。
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)		
状況(要旨)	類似施策を実施(利用者負担第4段階の方の特例減額:文京区・台東区・江東区・渋谷区) (グループホーム利用者への補助:奥多摩町)		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	地域密着型サービス事業所の整備	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	齊藤	内線	2446		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-12-01	地域密着型サービス拠点等整備費補助					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険法、地域密着型事業所の指定基準等		
終期設定	有	無	年度	法令等	に関する条例、整備費補助金交付要綱		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	地域密着型事業所を整備する際の経費の一部補助、事業所の指定及び更新等を行い、区内における地域密着型サービス提供基盤を構築し、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で安心して介護サービスの提供を受けることができるようにすることを目的とする。						
対象者等	地域密着型サービス事業所を運営又は運営しようとする事業者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域密着型サービス事業所の指定・更新及び補助等 適正で安定的なサービス提供を図るため、公募を実施し、補助金を活用しつつ整備を行う。指定後については適宜（又は更新時）実地指導等を行う。また変更届に対し審査を実施する。 2 地域密着型サービス運営委員会（介護保険運営協議会）の設置 サービス事業者の適正な運営を確保するために、運営委員会を設置し、必要事項を協議する。 3 監査（実地検査）の実施【再掲 07-04-14参照】 必要に応じて監査を実施し、勧告・命令・指定取消し等の措置を実施する。 4 運営推進会議 利用者、家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の開催を支援する。 5 区外指定事業所及び区外みなし指定事業所について 荒川区民が区外地域密着型サービス事業所を利用する場合に、相手方自治体同意のもと指定を行う。 						
経過	平成18年 4月 介護保険法改正 「地域密着型サービス」の創設、区市町村による指定開始 平成27年 9月 防火設備補助要綱制定 平成28年11月 介護ロボット導入費補助要綱制定 平成29年 2月 防犯設備補助要綱制定 【平成30年3月末事業所数】 認知症対応型通所介護 7か所 小規模多機能型居宅介護 6か所 地域密着型介護老人福祉施設 1か所 認知症対応型共同生活介護 14か所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3か所 地域密着型通所介護 29か所						
必要性	適正な介護サービスの提供が可能となることから必要である。 （指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の12の規定で定められたもの）						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 公募による選定 補助協議 補助内示 交付申請 交付決定 事業者への補助実施 指定申請手続き 指定						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	新規指定・再開地域密着型事業所数	3	37	6	2	10	各年度末時点
	廃止・休止地域密着型事業所数	3	6	6	3	0	各年度末時点
	地域密着型事業所数	30	61	61	60	70	各年度末時点
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
重点的に推進	重点的に推進	地域密着型サービスの充実は、区民が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活するために必要不可欠な介護保険サービスである。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		873,565	869,974	871,096	17,301	186,410	146,325	254,460
決算額(30年度は見込み)		147,392	13,788	247	11,773	74,025	119,831	254,460
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	地域密着型整備費補助件数(年度ごと累計)	13	15	15	20	22	23	26
	グループホーム等防火対策緊急整備(件)	0	0	0	4	2	1	0
	地域密着型事業所数	28	29	30	30	61	61	60
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	選定委員会外部委員報償費	187	報償費	選定委員会外部委員報酬費	165	報償費	選定委員会外部委員報酬費	496
需用費	選定委員会食糧費	3	需用費	選定委員会食糧費	2	需用費	選定委員会食糧費	7
負担金補助等	建設事業補助金	73,835	負担金補助等	建設事業補助金	119,664	委託料	信用調査委託料	366
						負担金補助等	建設事業補助金	253,591

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
		給与関係費	6,143	12,156		6,013	地方税	0
物件費	3	2	1	国庫支出金	6,628	722	5,906	
維持補修費	0	0	0	都支出金	62,923	113,422	50,499	
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等	3,743	165	3,578	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	69,551	114,144	44,593	
賞与・退職給与引当金繰入額	680	2,368	1,688	行政収支差額(a)-(b)=(c)	11,297	20,211	8,914	
その他行政費用	70,279	119,664	49,385	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)	80,848	134,355	53,507	通常収支差額(c)+(d)=(e)	11,297	20,211	8,914	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	11,297	20,211	8,914	

備考 行政費用の「補助費」は、民間事業者のグループホーム等施設整備費に対する補助金の支出額

問題点・課題 地域密着型サービスの公募について、安定的な供給体制を確保するために、財務審査等をより詳細に実施する等、事業者の事業継続に係る能力等をこれまで以上に慎重に判断していく必要がある。
2025年に向け、区として特に整備を進めていく必要がある認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の整備には、一定規模の敷地が必要であるが、運営に適した十分な面積を有する土地の確保が難しく、事業所整備が進みにくくなっている。
従業者の採用が難しく、事業所整備が進みにくくなっている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	地域密着型サービス整備に係る公募への応募の状況を踏まえ、必要に応じて補助額・補助対象等の見直しを行っていく。	さらなる整備促進を図るため、新たな補助メニューについての検討を行い、翌年度からの予算化を図った。	現在公募審査にあたり、サービスの質の担保と整備の促進という両面を踏まえながら適切に審査を実施する。
			運営事業者が定期借地権により土地を確保する場合、賃料の一部を補助する制度を設け、事業所整備を促進する。
			新規開設する小規模多機能型介護事業所の求人や採用等に関する経費の一部を補助する制度を拡充する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況議(要質問目) 平成18年三定 認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について
平成21年二定 小規模多機能型居宅介護の拡充について
平成21年三定 都営住宅を活用したグループホームの設置について
平成28年予特 アミューズメント型デイサービスの規制について
平成28年決特 地域密着型サービスの整備状況と遊技を中心としたサービス提供の規制について(総括)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	介護サービス事業所人材育成補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	中嶋	内線	2446		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-14-01	介護サービス人材確保事業費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱		
終期設定	有 無		年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	区内の介護サービス事業所がその事業所に勤務する者に実務者研修を受講させる場合に、事業所が負担した費用に対して補助を行うことにより、事業所の経費負担の軽減を図り、もって事業所が質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供できる基盤を整備する。						
対象者等	区内に事業所を有する指定介護サービス事業者等						
内容	<p>実務者研修に要する補助 主な要件：区内にある事業所の介護従業者が実務者研修を修了した場合 内容：実務者研修受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円）</p> <p>初任者研修に要する補助 主な要件：区内にある事業所の介護従業者が初任者研修を修了した場合 内容：初任者研修授業料の全額を補助（上限額：1人につき9万円）</p>						
経過	<p>平成21年度 事業開始</p> <p>平成22年度 補助対象に介護職員基礎研修を追加</p> <p>平成24年度 訪問介護員2級資格取得後に退職する者が多かったため、補助対象から訪問介護員2級を廃止</p> <p>平成25年度 国が訪問介護員1級と介護職員基礎研修を実務者研修に一本化したため、補助対象を実務者研修に一本化</p> <p>平成28年度 対象を初任者研修と実務者研修に拡大。また事前申請制を導入し、補助要件として、研修修了者の離職防止を図ることを追加</p>						
必要性	質の高い介護サービスを実現するために、区内介護サービス事業所の質の高い人材育成を支援することは必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 都が実施する「代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業」を併せて利用することで、本事業活用に当たっての事業者の負担が軽減されるため、当該事業についても積極的に周知を図る。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	実務者研修修了者(人)	1	34	9	15	20	本事業により資格を取得した人数
	初任者研修修了者(人)		6	6	6	10	本事業により資格を取得した人数
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	介護事業所の負担を軽減し、人材を確保・育成していくための事業であり、深刻な介護人材不足に対応するために必要である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,800	900	1,260	1,260	4,865	4,865	2,482
決算額(30年度は見込み)		1,133	0	394	97	3,584	1,131	2,482
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
実務者研修修了者(人)		-	0	3	1	34	9	15
基礎研修修了者・1級取得者(人)		9	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
2級取得者(人)		廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
初任者研修修了者(人)						6	6	6
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	実務者・初任者研修取得補助	3,584	負担金補助等	実務者・初任者研修取得補助	1,131	負担金補助等	実務者・初任者研修取得補助	2,482

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,072	1,853	1,219		地方税	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	3,584	1,131	2,453	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	340	361	21	行政収支差額(a)-(b)=(c)	6,996	3,345	3,651	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	6,996	3,345	3,651	通常収支差額(c)+(d)=(e)	6,996	3,345	3,651	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	6,996	3,345	3,651	

備考

行政費用の「補助費等」は、介護従事者の研修受講に対する補助金の支出額
平成29年度の研修受講者の実績減により、平成29年度の補助金の支出実績も減少している。

問題点・課題

実務経験者が介護福祉士になる場合、本事業の補助対象である実務者研修を修了することが、当初平成24年度から要件とされる予定であったが、介護人材不足のため延期が繰り返され、介護職員の資格制度の見通しが不透明な状況が続いてきたことから、実務者研修修了者への補助実績が低迷していた。
平成28年度からは要件となったため、当初本事業の利用が増加したものの、29年度の利用数は対28年度比で減少している。このことから、対象者の多くは受講ができていないものと推測される。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
	処遇改善や事業所への定着についての追跡調査を実施し、必要に応じて補助要件の見直し等を行う。	さまざまな機会を捉え、事業所への本補助事業の周知に努める等、処遇改善・人材育成を支援した。	引き続き制度の周知に努め、事業者の人材育成の支援を図るとともに、深刻な介護人材不足に対応するための支援策を検討する。
他 施 区 実 況	(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区)		
議 会 質 問 状 況	平成20年三定 介護事業者、介護従事者への支援について 平成20年四定 介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-09	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	介護保険サービス永年勤続従業者表彰	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	中嶋	内線	2446		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-15-01	介護保険サービス従事者功労者表彰事業					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	22年度	根拠	荒川区介護保険サービス永年勤続従業者表彰事業実施要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険サービス事業所において、長年にわたり介護保険サービスに従事し、地域の高齢者福祉の増進のために尽力したサービス従業者を表彰することで、介護保険サービス従業者の意欲向上と、社会的評価の向上に資することを目的とする。						
対象者等	次に掲げる要件を全て満たす者 指定介護保険サービス事業所に、平成12年4月1日以降継続して10年以上勤務している者 利用者に直接、介護保険サービスを行う者で、事業所の管理者の推薦を受けた者						
内容	平成22年度 表彰状及び記念品の授与、事業者向け講演会を実施 平成23年度～ 表彰状及び記念品の授与及び祝賀会 平成26年度 祝賀会において講演会を実施 平成29年度 祝賀会においてミニコンサートを実施（オープニングセレモニーから変更）						
経過	平成22年度 11月11日「介護の日」に合わせて事業実施 平成23年度 継続事業として3月23日実施 平成24年度 継続事業として10月23日に実施 平成25年度 継続事業として10月15日に実施 平成26年度 継続事業として10月14日に実施 平成27年度 継続事業として10月14日に実施 平成28年度 継続事業として10月12日に実施 平成29年度 継続事業として10月11日に実施 平成30年度 継続事業として10月9日に実施						
必要性	区内の質の高い介護サービス確保のため、区内介護サービス事業所で優秀な介護サービス従事者が長く勤務し、区内で介護サービスを提供してもらうことが重要であるが、従業者の勤労意欲向上に資すること及び事業者の意欲向上を図るため、節目事業ではなく、通年事業として実施が必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 表彰式会場設営委託等 143,200円（29年度実績）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	表彰対象者数（人）A	56	43	40	40	45	
	表彰式参加者数（人）B	29	24	26	27	31	表彰式当日出席した被表彰者の数
	表彰式参加率（%）B/A	51.8	55.8	65.0	67.5	68.9	B/A（%）
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
	30年度	31年度					
	継続	継続	外部環境の変化等により、人材の定着が難しくつつある中で、介護職員が表彰を受けることは、意欲及び社会的評価の向上につながるため、引き続き実施する。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		639	617	582	548	577	555	555
決算額(30年度は見込み)		416	369	308	423	402	391	555
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
表彰者数(人)		50	65	42	56	43	40	40
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	演奏会奏者謝礼	44	報償費	演奏会奏者謝礼	54	報償費	演奏会奏者謝礼	80
需用費	記念品・表彰状等	159	需用費	記念品・表彰状等	153	需用費	記念品・懇親会費等	356
役務費	部分筆耕等	12	役務費	部分筆耕等	9	役務費	部分筆耕等	14
委託料	会場設営等委託	144	委託料	会場設営等委託	143	委託料	会場設営等委託	52
使用料等	会場使用料等	42	使用料等	会場使用料等	32	使用料等	会場使用料等	53

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,706	1,705	1		地方税	0	0	0	0
	物件費	358	337	21	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	0	
	補助費等	44	54	10	使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	189	332	143	行政収支差額(a)-(b)=(c)	2,297	2,428	131			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	2,297	2,428	131	通常収支差額(c)+(d)=(e)	2,297	2,428	131			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	2,297	2,428	131			

備考 行政費用の「物件費」は、被表彰者への記念品や会場設営経費

問題点・課題 介護保険制度を取り巻く社会情勢や、人材不足が益々深刻化している区内介護事業所の状況等を踏まえて、従業員の意欲向上と社会的評価の向上という事業目的に照らし、実施内容・実施方法等の改善を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	表彰対象、実施会場、実施時間帯等を含めた実施方法等について、常に改善・見直しを図っていく。	事業規模に合わせた実施会場に見直しを行うとともに、演奏会のプログラムを変更する等により、表彰者がより楽しめる内容とした。	介護事業所から意見を募る等しながら、実施方法について適宜見直しを行う。

他区の実況	(実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区)
	介護従業者に対する永年表彰を実施しているもの。(区政功労者等への表彰は含めていない)

況(要旨)	議(要旨)
-------	-------

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-10		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	賦課・収納事務費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	
			担当者名	桂木	内線	2441	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-01	賦課・収納事務費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	介護保険法 荒川区介護保険条例		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	荒川区の高齢者を支える介護保険事業の安定的運営のため、財政基盤を確立・維持する。						
対象者等	介護保険第1号被保険者...荒川区に被保険者資格を有する65歳以上の者（外国人を含む） 50,624人（30年5月末現在） （うち外国人被保険者 1,234人 住所地特例者 506人）						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格取得及び喪失に関する事務 2 被保険者証に関する事務 3 介護保険料の賦課及び減免に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険料納入通知書の送付 (2) 災害等により、損害を受けた場合の減免及び低所得者（第2・3段階）を対象とした介護保険料（第1号被保険者）の減額に関する事務 4 介護保険料の徴収に関する事務 5 介護保険料の滞納整理に関する事務 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成12年 4月 介護保険法施行 国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 平成12年 4月～平成12年 9月...全額免除、平成12年10月～平成13年 9月...1/2減額、平成13年10月...全額納付開始 2 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正（低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始） 3 平成15年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正（第2期介護保険料設定） 4 平成18年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第3期介護保険料設定）及びシステム変更 5 平成21年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第4期介護保険料設定及び暫定賦課の見直し） 6 平成24年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第5期介護保険料設定）及びシステム変更 7 平成27年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第6期介護保険料設定）及びシステム変更 8 平成27年 7月 荒川区介護保険条例の改正 国による軽減措置により第1段階の保険料が軽減 9 平成30年 4月 荒川区介護保険条例の改正予定（第7期介護保険料設定）及びシステム変更 						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護保険料賦課・徴収:当該年度住民税課税状況等の決定を受け、年間保険料を算定。納付書払の普通徴収若しくは年金天引きの特別徴収により徴収。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	収納率（現年分）(%)	97.53	97.74	97.94	97.94	97.94	
	収納率（うち普通徴収分）(%)	85.08	85.87	86.87	86.87	86.87	27～29年度は実績
	収納率（滞納繰越分）(%)	21.64	22.83	29.70	29.70	29.70	27～29年度は実績
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
重点的に推進	重点的に推進	今後、益々高齢社会となっていく状況において、高齢者を支える介護保険制度の基盤を強化し、介護保険事業の安定的な運営を図る根幹となる事業である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		25,808	25,107	28,929	29,031	29,341	28,914	29,311
決算額(30年度は見込み)		19,900	23,907	24,506	25,366	25,678	25,792	29,311
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
被保険者数/年度末		46,426	47,672	48,917	49,882	50,335	50,597	50,712
増加率(%)		3.4	2.6	2.6	1.9	1.0	0.5	0.08
保険料収納率 現年分(%)		97.0	97.2	97.3	97.5	97.7	97.9	97.9
保険料収納率 滞納繰越分(%)		17.8	17.7	19.2	21.6	22.8	29.7	29.7
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	事務嘱託員報酬	7,236	報酬	事務嘱託員報酬	7,828	報酬	事務嘱託員報酬	7,873
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,158	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,238	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,302
需用費	納入通知書印刷等	2,819	需用費	納入通知書印刷等	2,807	需用費	納入通知書印刷等	3,121
役務費	公金取扱手数料・郵送料	6,768	役務費	公金取扱手数料・郵送料	7,265	役務費	公金取扱手数料・郵送料	9,223
委託料	MT処理・OCR読取委託料等	7,587	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	6,546	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	7,585
負担金補助等	特別徴収の経由事務負担金	109	負担金補助等	特別徴収の経由事務負担金	108	負担金補助等	特別徴収の経由事務負担金	169
						旅費	事務嘱託員旅費	38

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	52,688	47,681	5,007		地方税	0	0
	物件費	17,174	16,618	556	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	行政収入	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	120	119	1		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	4,904	7,526	2,622		行政収支差額(a)-(b)=(c)	74,886	71,944	2,942
	その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	74,886	71,944	2,942		通常収支差額(c)+(d)=(e)	74,886	71,944	2,942
	特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	74,886	71,944	2,942

備考 行政費用の「物件費」は、介護保険料の賦課・収納に係る消耗品の購入、印刷物の作成、郵便料、業務委託の経費

問題点・課題 荒川区においては介護保険料の所得段階が第1段階に属する世帯が最も多く、低所得世帯の負担は大きい。生活状況等を踏まえ、納付が困難な方に対しては、納付相談を受けた上でより柔軟な対応をしていく必要がある。一方、再三の督促・催告をしても納付の意思が確認できない方、納付する財力があるにもかかわらず滞納していると考えられる方に対しては、財産調査を行い積極的に差押え処分を行っていかねばならない。その際は、介護保険事業運営における財政基盤整備のため、滞納者の財産額・滞納額等を考慮して、費用対効果を最大限得られるよう効率的な差押え処分を実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	新システム稼働後、宛名管理を始め個人情報保護を含めた日常業務に支障をきたさないよう業務内容等の再確認などの対策を講じる。	一部旧システムから移行されていない被保険者情報(宛名の履歴、送付先住所等)が見つかったため、随時データの点検を行った。	個人番号の情報連携開始に伴い、被保険者が円滑に介護サービスを利用できるよう運用時のマニュアル等を整備する。
	被保険者の介護保険への理解、制度の積極的な活用と納付意識の醸成を促すため、年齢到達等の通知を分かりやすい内容に改善する。	通知のサイズをB5からA4に、文字の大きさを11から12ポイントに変更するとともに、区民からの意見を踏まえて内容を一新した。	新システム稼働後の課題を洗い出し、被保険者に送付する通知内容の誤表記防止を始めとしたシステムの安定的運用を図る。
	継続して初期滞納者への早期対応を図るとともに、計画的な分割納付の履行を積極的に提案しつつ、履行状況の適正な管理を行う。	滞納者の事情を細かく聞き取り、無理のない分納計画を提示することで、納付意識の高揚と収納率の向上を図った。	保険料の改定による滞納者増が予想されるため、制度を一層周知し、口座振替の勧奨等を通して現年度分の滞納を防ぐ。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)

況議(要質問) 平成21年二定 23区で一番高くなった第4期介護保険料基準額を減額するために、一般財源を投入することについて
平成23年二定 介護保険料に対する軽減策を区として講じることについて
平成24年二定 介護保険料値上げに対して必要な減額制度などを拡充することについて
平成28年度9月会議 介護保険料滞納者に対する差押状況と納付相談について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-11		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	要介護等認定事務			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤
				担当者名	石井	内線	2433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-04-01	認定事務費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	介護保険法 荒川区介護保険条例		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。						
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）で要介護等認定を申請する者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険サービスを受けようとする被保険者は、保険者（荒川区）に要介護認定の申請を行う。 2 認定調査員が、被保険者（自宅・病院・施設）を訪問し、身体状況・生活状況を調査する。 3 主治医が、医学的な所見等に関する意見書を作成する。 4 訪問調査結果及び主治医意見書に基づき、全国統一のコンピュータ・ソフトを用いて一次判定を行う。 5 医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」が審査し、最終的な要介護度の判定（二次判定）を行う。 6 保険者は、審査会の判定に基づき認定し、結果を被保険者に通知する。 						
経過	<p>平成12年4月 介護保険制度開始（認定手続きは、平成11年度から開始）</p> <p>平成15年4月 認定調査の調査項目が85項目から79項目に変更</p> <p>平成16年4月 更新までの認定有効期間を最長24ヵ月間に延長（要介護者のみ）</p> <p>平成18年4月 旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化し、調査項目を79項目から82項目に変更 新規申請の訪問調査を原則直営化</p> <p>平成21年4月 介護認定一次判定ソフトを変更し、調査項目を82項目から74項目に変更</p> <p>平成23年4月 変更、更新申請の一部（要支援 要介護）に係る認定の有効期間を最長12ヵ月間に延長</p> <p>平成24年4月 新規申請に係る認定の有効期間を最長12ヶ月間に延長</p> <p>平成26年4月 要介護認定に係る事務の一部を委託化</p> <p>平成27年4月 更新申請に係る要支援者の認定の有効期間を最長24ヶ月に延長</p> <p>平成30年4月 更新申請に係る認定の有効期間を最長36ヶ月に延長</p>						
必要性	介護保険法に基づく必須の事業						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・新規・変更申請の訪問調査は原則区職員が実施し、更新申請は民間の居宅介護支援事業者等に委託 ・要介護認定事務の一部（申請受付、入力作業等）を民間事業者へ委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	申請から認定までの日数（平均）	34.6	31.9	33.9	32	30	介護保険法第27条第11項
	調査員新任研修受講者数（人）	29	20	23	24	100	
	調査員現任研修受講者数（人）	220	212	190	224	300	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービスを利用する上で必要な事務事業である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		149,132	157,633	155,931	155,286	143,098	151,043	158,089
決算額(30年度は見込み)		132,379	131,784	146,967	143,188	133,580	144,569	158,089
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
申請件数		9,416	9,176	9,311	9,306	8,187	9,480	9,370
訪問調査件数		9,423	9,180	9,300	9,202	8,116	9,245	9,370
審査件数		9,034	9,050	9,204	9,032	7,917	9,096	9,370
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	49,244	報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	50,054	報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	53,824
共済費	公務災害補償費負担等	4,629	共済費	公務災害補償費負担等	4,497	共済費	公務災害補償費負担等	5,067
報償費	審査会委員連絡会謝礼等	170	報酬費	審査会委員連絡会謝礼等	429	報酬費	審査会委員連絡会謝礼等	720
旅費	認定調査員旅費	236	旅費	認定調査員旅費	261	旅費	認定調査員旅費	468
需用費	認定事務用消耗品等	548	需用費	認定事務用消耗品等	356	需用費	認定事務用消耗品等	733
役務費	主治医意見書作成料・郵便料	41,306	役務費	主治医意見書作成料・郵便料	47,799	役務費	主治医意見書作成料・郵便料	48,679
委託料	認定調査委託料等	37,388	委託料	認定調査委託料等	41,003	委託料	認定調査委託料等	48,525

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	108,398	113,769	5,371		地方税	0	0	0	
	物件費	79,478	89,523	10,045	国庫支出金	0	0	0			
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0			
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0			
	補助費等	309	575	266	使用料及び手数料	0	0	0			
	減価償却費	0	0	0	その他	182	135	47			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	182	135	47			
	賞与・退職給与引当金繰入額	6,044	11,554	5,510	行政収支差額(a)-(b)=(c)	194,047	215,286	21,239			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	194,229	215,421	21,192	通常収支差額(c)+(d)=(e)	194,047	215,286	21,239			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	194,047	215,286	21,239			

備考 行政費用の「物件費」は、要介護認定に係る審査会の運営、認定調査、主治医意見書、受付等業務委託、郵便料等の経費

問題点・課題 要介護認定は、全国一律の基準に基づき公正かつ的確に行われることが重要であり、認定調査員によって、あるいは認定審査会(合議体)によって、判断の異なることがないよう、適正な要介護認定が求められている。また、申請日から30日以内に結果を通知する必要があるが、平成29年度は平均33.9日となっている。高齢者人口の増加とともに要介護認定申請者数の増加も見込まれる中、要介護認定事務を効率的に行うために、平成26年度から要介護認定事務の一部(申請受付、システムへの入力作業等)を委託し、事務執行体制の変更を行ったが、さらに事務の改善を行い、結果をお知らせするまでの期間の短縮を図る必要がある

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	認定調査員の資質向上を図るための取り組みを、継続して行う。	認定調査員の資質向上を図るための取り組みを行い、テキストに沿った選択及びわかりやすい特記の記載になってきている。	認定調査員の資質向上を図るための取り組みを、引き続き推進する。
	公正かつ的確な審査判定が行われるよう、合議体による判定結果のバラツキを小さくするための取り組みを、引き続き推進する。	公正かつ的確な審査判定が行われるよう、一次判定に加味されない項目について慎重な議論がなされていた。	公正かつ的確な審査判定が行われるよう、合議体による判定結果のバラツキを小さくするための取り組みを継続して行う。
	公正かつ的確な審査判定が行われるように、審査会事務局を担う職員のレベルアップを図る。	公正かつ的確な審査判定が行われるように、審査会事務局を担う職員のレベルアップを図り、審査会資料のチェックが行われていた。	公正かつ的確な審査判定が行われるよう、審査会事務局を担う職員のレベルアップを図る。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	・要介護認定事務の一部委託実施区 12区(中央、港、品川、大田、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川)

況議(要質問) 平成21年2定 要介護認定方法の見直しについて

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-12	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	介護保険システム運用管理費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	2431	
		担当者名	根岸	内線			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-06-01	介護保険システム運用管理費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠			
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。						
対象者等	民間事業者（システム開発業者）						
内容	介護保険システム管理運営費：介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。 平成18～22年度 債務負担による5年間の分割支払。 総額 115,327,920円（18年度：26,808,192円、19～22年度：22,129,932円/年） 平成23年度 単年度での現行システム再リース 平成24年度～システム更改、債務負担による5年間（平成24～28年度）の分割支払。 平成26年度 消費税額変更に伴う契約金額の変更（1,685,700円増）。 総額 162,096,386円 （24年度：32,082,206円、25年度：32,082,120円/年、26～28年度：32,644,020円/年） 平成29年度～システム更改、債務負担による5年間（平成29～33年度：47,304,000円/年）の分割支払。 介護保険システム改修費：法改正等により必要になるシステム変更経費 介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分：庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。（28年度以降、記載除外）						
経過	平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システム更改 平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。 平成24年 介護保険システム更改 平成29年 介護保険システム更改・4月稼働						
必要性	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくためには、システム化が必要である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 管理運営・保守等を委託（委託費用は上記「内容」のとおり）。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	事業実施上必要不可欠な手段である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		77,740	59,791	93,215	120,797	104,474	61,615	70,029
決算額(30年度は見込み)		71,823	46,240	74,599	93,232	43,236	61,519	70,029
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	介護保険システム負担分(千円)	9,357	8,799	9,637	9,239	-	-	-
	介護保険システム管理運営費(千円)	62,466	37,441	64,962	83,993	43,236	61,519	70,029
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	トナーカートリッジ等	1,680	需用費	トナーカートリッジ等	1,446	需用費	トナーカートリッジ等	1,697
委託料	システム管理運営委託等	41,556	役務費	サーバ解体作業	65	委託料	システム管理運営委託等	68,332
			委託料	システム管理運営委託等	60,008			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	6,484	6,671	187		地方税	0	0
	物件費	43,236	55,869	12,633	国庫支出金	5,313	3,878	1,435	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	1,617	0	1,617	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,313	3,878	1,435	
	賞与・退職給付引当金繰入額	718	1,300	582	行政収支差額(a)-(b)=(c)	46,742	59,962	13,220	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	52,055	63,840	11,785	通常収支差額(c)+(d)=(e)	46,742	59,962	13,220	
	特別費用(g)	0	1,617	1,617	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	1,617	1,617	当期収支差額(e)+(h)	46,742	61,579	14,837	

備考 行政費用の「物件費」は、概ねシステム管理運営及びシステム改修業務の委託経費。29年4月からシステム更改に伴いサーバ等の備品を入替えたため、29年度の「減価償却費」は発生しない。

問題点・課題 平成29年4月から介護保険の新システムが稼働。新システムの機能や特徴を活かした業務運営を行いながら、検証・調整等の問題点克服のための改修等を実施し、制度・システムの安定運営に貢献する。法改正等のシステム改修を随時対応し、より安定的な運用を目指す。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	新システムの運用・管理をする。また、新システムの評価を実施する。	稼働初年度のため、初めて実施する処理ごとで処理方法や結果の確認を重ね、安定運用に努めた。	昨年度の稼働実績を踏まえ、必要な機能改善や実施方法の工夫・変更を実施する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	同システムの導入は7区(品川区・目黒区・大田区・渋谷区・豊島区・北区・荒川区/H30現在)。

況(要旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-13		戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	事業者支援・指導事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	担当者名	三島木 内線 2436
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	介護給付費等費用適正化事業費						
	01-01-02	介護人材育成事業費						
	01-07-01	事業者支援事務費						
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険法・荒川区介護保険サービス事業等			
終期設定	有	無	年度	法令等	指導及び監査実施要綱			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市						
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	介護サービス事業者に必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行うことで、事業者が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築することを目的とする。また、介護サービス事業者に対し、労務・税務・会計等の専門性の高い分野の集団指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な事業所運営を促す。							
対象者等	介護サービス事業所、被保険者、利用者及びその家族							
内容	<p>【事業者支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業者連絡会・・・事業者向けに情報の提供や施策の説明を実施 事業所訪問相談・・・サービス事業所からの依頼に基づき訪問相談を実施 荒川区・事業者区民向け研修・・・介護保険サービス事業所に対し年間を通じた体系的な研修を実施 その他情報提供・・・介護事業者情報提供システム等による情報提供を実施 <p>【事業者指導】</p> <ol style="list-style-type: none"> 実地指導・・・介護保険サービス事業所に対し、運営基準の遵守・ケアマネジメントの実施状況・報酬請求の適否等に関して指導を実施 ケアプラン点検・・・対象の介護支援専門員を選出し、ケアプランの点検を実施（平成24年度） 利用者宅訪問調査・・・住宅改修・福祉用具購入利用者宅を訪問し、確認・指導を実施 集団指導・・・専門家（税理士・社会保険労務士等）による法令遵守等の指導 							
経過	平成14年度	給付費通知発送開始（年2回）						
	平成16年度	給付適正化対応非常勤職員を配置						
	平成18年度	実地指導等を本格実施						
	平成19年度	荒川区介護給付適正化計画を作成						
	平成20年度	事業者連絡会等適正化事業を開始、訪問介護・住宅改修・福祉用具パンフレット作成 組織改正により、介護保険課に事業者支援係を新設 第4期高齢者プランに「介護給付適正化の推進」を明記 介護事業者情報提供システムによる情報提供（20年10月運用開始）						
	平成23年度	事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託						
	平成24年度	ケアプラン点検事業の実施						
	平成29年度	荒川区主任介護支援専門員連絡会を活用したケアプラン点検を試行開始予定						
必要性	要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。							
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託 ⑥64,800円×10件 介護保険事業者情報提供システム運用等業務委託 2,203,200円（30年度実績） 							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	連絡会・適正化研修会(回)		27	22	22	31	27	
	実地指導件数・監査件数		71	34	40	50	50	
実地指導及びケアプラン点検事業におけるケアプラン点検件数		107	69	61	105	100	対象：居宅介護支援事業所 実地指導は1事業所5件でカウント	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
推進	推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		15,575	18,552	19,968	19,167	22,885	19,120	20,461
決算額(30年度は見込み)		15,030	15,768	16,354	17,394	17,057	17,752	20,461
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	事業者連絡会・適正化研修会(回)	29	18	17	27	22	22	31
	参加事業者数(事業所)	2,045	1,132	931	1,286	1,120	1,060	1,550
	事業者団体等出張説明会(回)	2	1	1	3	2	2	2
	参加者数(人)	30	53	50	115	100	80	80
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤職員報酬(4名)	8,840	報酬	非常勤職員報酬(4名)	9,695	報酬	非常勤職員報酬(4名)	10,720
共済費	公務災害補償経費等	1,459	共済費	非常勤職員報酬共済費等	1,609	共済費	非常勤職員報酬共済費等	1,726
報償費	適正化研修講師謝礼等	45	報償費	適正化研修講師謝礼等	138	報償費	適正化研修講師謝礼等	169
郵便料	郵便料	936	郵便料	郵便料	943	郵便料	郵便料	1,170
委託料	システム運用等	2,208	委託料	システム運用等	2,203	委託料	システム運用等	2,616
委託料	実地指導(財団)	648	委託料	実地指導(財団)	648	委託料	実地指導(財団)等	756
委託料	事業者研修	2,419	委託料	事業者研修	2,151	委託料	事業者研修	2,151

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
物件費	6,609	6,287	322	国庫支出金	1,583	14,251	12,668	
維持補修費	0	0	0	都支出金	2,646	8,228	5,582	
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等	164	176	12	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費	0	0	0	その他	878	813	65	
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,107	23,292	18,185	
賞与・退職給与引当金繰入額	2,307	2,412	105	行政収支差額(a)-(b)=(c)	35,098	9,251	25,847	
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)	40,205	32,543	7,662	通常収支差額(c)+(d)=(e)	35,098	9,251	25,847	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	35,098	9,251	25,847	

備考 行政費用の「物件費」は、事業者支援・指導に係る研修、システム運用等の委託費

問題点・課題
 実地指導や監査においては、指導員の知識及び平準化を図り、指摘事項が指導員によって偏らないための取組が必要である。
 苦情や事業所での事故発生によっては、対応時間や人員を要するため、実地指導やケアプラン点検業務の実施に影響を及ぼすことが多い。(定期的実施すべきものの間隔があいてしまうことがある。)
 区内主任ケアマネジャーの活用等により、ケアマネジャーの更なる資質向上を図っていく必要がある。
 居宅サービスの指定権限の区への移管等に伴い、区における指導体制の充実が必要となってくる。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	28年度に引き続き指摘事項の事例取り纏め・更新等を行い、事業所によるセルフチェックの仕組みを進めていく。	サービス種別ごとの自己点検シートの作成を進めるとともに、事業者団体の会合等に参加し、指導や意見交換を行った。	29年度の取組をさらに進めていく。
	ケアマネ向け研修や圏域会議等に加え、29年度からはケアプラン点検においても区内主任ケアマネの活用を図っていく。	30年度からの主任ケアマネによるケアプラン点検の実施に向け、検討及び試行実施を行う。	主任ケアマネによるケアプラン点検を本格実施していく。

他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)
指定市町村事務受託法人に事務委託している区：10区	

況議(要質問旨) 平成17年三定 適正化の事業内容、実績について
 平成18年三定 要支援及び要介護1の認定者に対する福祉用具貸与について
 平成19年二定 介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-14		戦略プラン	協働	業務	財務	人事			
事務事業名	介護保険事業計画策定事業費		部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	担当者名	根岸	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-98-98	介護保険事業計画策定事務費								
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）			建設事業		それ以外の継続事業				
開始年度	昭和	平成	10年度	根拠	介護保険法第117条					
終期設定	有	無	年度	法令等						
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市								
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
	施策	04	介護サービス基盤の充実							
目的	介護保険事業の円滑な執行を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする介護保険事業計画を策定する。									
対象者等	65歳以上の高齢者、介護サービス事業者等									
内容	<p>介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。</p> <p>介護保険事業計画では、事業計画期間における要介護認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を定め、65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。</p> <p>【第7期介護保険事業計画策定経過】</p> <p>平成28年度 第7期荒川区高齢者プラン策定に向けた実態調査を実施（区民向け8調査・事業者向け8調査）</p> <p>平成29年度 第7期介護保険事業計画策定（認定者数、介護サービス量推計・第7期保険料算定等）</p>									
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）								
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度）								
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5ヵ年計画（H15～H19年度）							
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H18～H20年度）							
	平成21年3月	第4期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H21～H23年度）							
	平成24年3月	第5期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H24～H26年度）							
	平成27年3月	第6期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H27～H29年度）							
	平成30年3月	第7期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H30～H32年度）							
必要性	介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。									
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>プランの策定は、区直営で行っているが、策定の支援、一般高齢者・要介護高齢者等の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は委託している。</p>									
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度	31年度									
継続	推進	第8期介護保険事業計画の策定は平成32年度となるが、策定に向けて準備を進めていく。								

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		12,000	13,861	5,534	0	12,483	3,240	0
決算額(30年度は見込み)		929	8,101	5,530	0	12,352	2,997	0
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	評価委員報酬	40	委託料	策定支援業務委託	2,997			
需用費	評価委員食糧費	1						
委託料	調査業務委託	12,312						

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,024	4,447	3,423		地方税	0	0
	物件費	12,313	2,997	9,316	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	40	0	40	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	113	867	754	行政収支差額(a)-(b)=(c)	13,490	8,311	5,179	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	13,490	8,311	5,179	通常収支差額(c)+(d)=(e)	13,490	8,311	5,179	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	13,490	8,311	5,179	

備考

行政費用の「物件費」は、計画策定に係る委託経費(28年度は区民及び事業者向け調査業務委託、29年度は計画策定支援業務委託)。

問題点・課題

国の示す指針との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する。
策定した計画に基づき、着実に進捗管理、介護サービスの基盤整備・拡充等を進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
	国の介護保険制度改正等の動向を確認するとともに、実績及び調査結果を踏まえ、区の実態に即した介護保険事業計画を策定する。	国の指針、介護保険制度改正、区における介護保険事業の実績の推移等を踏まえて、第7期介護保険事業計画を策定した。	第7期介護保険事業計画の進捗を管理するとともに、第8期介護保険事業計画に向けた準備を更に進めていく。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		

況議会(要旨)問状

平成20年二定 高齢者実態調査について
平成22年二定 高齢者実態調査について
平成29年9月会議 第7期荒川区高齢者プラン策定のためのアンケート調査について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-15	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	介護保険制度の趣旨の普及	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	2431	
		担当者名	根岸	内線			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	趣旨普及費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠				
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険制度の仕組み、サービス内容、諸手続き等を、広く被保険者、区民及び事業者等に周知することにより、介護保険制度の適正な利用を促すことを目的とする。						
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～65歳の医療保険加入者）、その他区民、事業者等						
内容	1 介護保険周知用小冊子・中学生向啓発小冊子・パンフレットの作成 2 介護の日(11/11)特集記事の区報掲載 3 荒川区ホームページの更新 4 事業者説明会・区民説明会等の開催 5 介護給付Q&Aの作成・改訂 6 介護保険の出前教室						
経過	【平成25年度】区民説明会開催(25回・401人)、事業者説明会(8回・498人)、区報作成11/11号：介護の日特集号、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成 【平成26年度】区民説明会開催(8回・385人)、事業者説明会(7回・532人)、区報11/11号に介護の日特集記事掲載、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成 【平成27年度】区民説明会開催(21回・626人)、事業者説明会(15回・725人)、区報特集号11/11号・介護の日特集号、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用小冊子作成 【平成28年度】区民説明会開催(4回・199人)事業者説明会(8回・481人)、区報特集号11/11号・介護の日特集号、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成、介護保険出前教室開催 【平成29年度】区民説明会開催(4回・71人)事業者説明会(4回・280人)、区報11/11日号、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成						
必要性	被保険者、区民の介護保険制度に関する理解・認識を深め、適正な制度利用を促すために必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	区民説明会・事業者説明会等参加者数(人)	1,351	680	351	500	750	24年度、27年度、30年度制度改正
	制度趣旨の認知度(%)		78.0			85.0	介護保険制度に肯定的な人の割合(3年毎調査)
	のうち、65歳未満対象者の認知度(%)		77.6			85.0	介護保険制度に肯定的な人の割合(3年毎調査)
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	平成30年度の制度改正の内容をはじめ、介護保険制度の趣旨や利用方法を広く区民に周知する必要があるため、必要不可欠である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		2,274	2,190	3,951	2,367	2,276	3,658	1,540
決算額(30年度は見込み)		1,520	1,510	1,202	901	1,334	1,227	1,540
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	周知用冊子	837	需用費	周知用冊子	1,227	需用費	周知用冊子	1,530
役務費	郵便料	4	役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	10
委託料	区報特集号	493	委託料	区報特集号	0			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		3,754	1,112	2,642	地方税		0	0
物件費			1,334	1,227	107	国庫支出金		0	0	0
維持補修費			0	0	0	都支出金		0	0	0
扶助費			0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0
補助費等			0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0
減価償却費			0	0	0	その他		0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額			416	217	199	行政収支差額(a)-(b)=(c)		5,504	2,556	2,948
その他行政費用			0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)			5,504	2,556	2,948	通常収支差額(c)+(d)=(e)		5,504	2,556	2,948
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		5,504	2,556	2,948	

備考 行政費用の「物件費」は、趣旨普及冊子の作成経費

問題点・課題 平成30年度実施の法改正の内容を普及させるために、積極的に周知を行う必要がある。前年度の事業を引き継いだ活動を行っていく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成30年度の制度改正に向けて制度について、区民にわかりやすく伝える。	各冊子の内容を制度改正に対応して見直しを行い、わかりやすい冊子の作成を心掛けた。	改正により複雑多様化する制度について区報・説明会・冊子等を活用し、より分かりやすく周知する。
	新しい情報で作成したパンフレットなどの紙媒体、口頭説明共に充実させる。	パンフレット、小冊子の作成にあたり見直しを行い、内容について充実させた。	区民にとって使いやすくわかりやすい冊子作りを継続し、制度の普及へ取り組んでいく。
	引き続き、中学生冊子の作成と出前教室の実施により、若い世代への制度普及に努める。	若い世代への制度普及について、実施方法の見直しを行った。	従来の実施方法を再検証し、より効果的な周知方法に改善する。

他 施 区 の 実 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区

況 議 会 要 旨 問 状	平成21年一定 若い世代にも制度の趣旨を理解してもらうことの必要性について
---------------------------------	---------------------------------------

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-16	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	介護保険運営協議会の運営	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	2431	
		担当者名	川島	内線			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	運営協議会費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠	荒川区介護保険運営委員会設置要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者、地域密着型サービス及び地域包括支援センター等の関係者の意見を取り入れる。						
対象者等	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（5名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））						
内容	<p>介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。</p> <p>年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。</p> <p>第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）の主な審議内容</p> <p>(1)第6期介護保険事業計画の進捗状況について</p> <p>(2)介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の実施状況について</p> <p>(3)地域包括支援センターの運営状況及び地域包括支援センター事業計画について</p> <p>(4)第7期介護保険制度改正点見込みについて</p> <p>(5)地域密着型サービス事業者及び新総合事業サービス事業者の指定について</p> <p>(6)第7期高齢者プランの策定について</p>						
経過	<p>平成19年度 3回開催</p> <p>平成20年度 5回開催</p> <p>平成21年度 3回開催</p> <p>平成22年度 3回開催</p> <p>平成23年度 5回開催</p> <p>平成24年度 4回開催</p> <p>平成25年度 3回開催</p> <p>平成26年度 5回開催</p> <p>平成27年度 3回開催</p> <p>平成28年度 4回開催</p> <p>平成29年度 5回開催</p>						
必要性	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保険医療関係者、被保険者代表、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされており、本協議会の設置は不可欠である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。</p>						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	開催回数	3	4	5	4	4	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	国の指針に基づき設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		680	680	852	668	713	1,114	1,005
決算額(30年度は見込み)		584	402	644	414	614	716	1,005
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
運営協議会開催回数(回)		4	3	5	3	4	5	4

(単位：千円)

平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)	
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	運営協議会委員謝礼	496	報償費	運営協議会委員謝礼	646
需用費	運営協議会賄	7	需用費	運営協議会賄	12
役務費	運営協議会費会議録	111	役務費	運営協議会費会議録	58
				使用料及び賃借料	
				運営協議会会場使用料	32

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	4,778	1,853	2,925		地方税	0	0	0
物件費	118	70	48	国庫支出金	0	0	0		
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0		
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0		
補助費等	496	646	150	使用料及び手数料	0	0	0		
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額	529	361	168	行政収支差額(a)-(b)=(c)	5,921	2,930	2,991		
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)	5,921	2,930	2,991	通常収支差額(c)+(d)=(e)	5,921	2,930	2,991		
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	5,921	2,930	2,991		

備考 29年度の行政費用の「補助費等」は、協議会5回分の委員謝礼の経費。「物件費」は、協議会の飲料費と2回分の会議録作成経費。3回分の会議録は、別事業(事業計画策定事業費)の経費で作成。

問題点・課題 介護保険法改正に伴い、平成18年度から地域密着型サービス運営を兼ねることとなっているが、介護保険運営協議会の役割が過重となっている。度重なる介護保険制度改正により、制度が変更されているため、介護保険運営協議会で取り扱う内容が広範囲となり複雑化している。

問題点・課題の改善策		
平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
28年度に分析した内容を基に、協議会での議論を活発化し、できるだけ多くの意見を第7期介護保険事業計画策定に反映する。	協議会で議論された意見を第7期高齢者プランに反映させた。	協議会で活発に議論がなされるよう、適切な情報提供及び報告を行っていく。

他区の実況(要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-----------	--------------------------

他区の実況(要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-----------	--------------------------

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-17	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	在宅介護・施設介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	依田	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	審査支払手数料					
	01-01-01	施設介護サービス等給付費					
	01-01-01	介護支援サービス等給付費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	介護保険法		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	要介護者等が介護保険サービスを受けた場合、それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会						
内容	1 給付の種類（介護保険法第40条、第52条のとおり） [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域密着型サービス 2 給付の流れ 要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供 利用者は介護サービス費の1割または2割分（ ）を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし） 事業者等は残りの9割または8割分（ケアプラン作成は10割分）を東京都国民健康保険団体連合会に請求 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求 区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う 前年の所得状況等により利用者の負担割合が異なる（平成30年8月から3割負担導入）						
経過	平成18年4月 介護予防サービスの新設、地域密着型サービスの新設 平成27年4月 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業に移行 平成27年8月 介護保険負担割合制度の開始（前年の所得状況等により介護サービス利用時の自己負担割合が1割または2割となる） 平成28年4月 地域密着型通所介護の開始（利用定員数19人未満の通所介護事業所が提供する通所介護サービスが地域密着型サービスとなる。） 平成30年4月 施設サービスに「介護医療院」が追加 平成30年8月 介護保険負担割合制度の変更（前年の所得状況等により介護サービス利用時の自己負担が1割～3割となる（3割負担導入））						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。 （審査件数1件あたり@60.0円）						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
標	要介護認定者の出現率(%)	17.5	18.0	18.3	18.6	21.9	1号認定者数/65歳以上人口(3月末実績)
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
	30年度	31年度					
推進	推進	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		13,056,759	14,211,480	14,690,551	13,491,922	14,014,086	14,733,242	14,169,048
決算額（30年度は見込み）		12,191,366	12,258,600	12,971,629	12,879,295	12,924,614	13,433,203	14,169,048
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	65歳以上人口(第1号被保険者数)(人)	46,426	47,672	48,917	49,882	50,335	50,597	50,712
	要支援・要介護認定者数(人)	8,270	8,310	8,673	8,877	9,206	9,396	9,590
	介護保険料（基準月額：円）	5,792	5,792	5,792	5,662	5,662	5,662	5,980
	審査支払件数（件）	232,273	232,034	237,210	227,088	232,291	240,659	243,050
予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	居宅介護サービス	8,146,177	負担金補助等	居宅介護サービス	8,595,111	負担金補助等	居宅介護サービス	9,136,153
	うち、地域密着型サービス	1,684,851		うち、地域密着型サービス	1,788,599		うち、地域密着型サービス	1,996,781
負担金補助等	介護支援サービス	694,859	負担金補助等	介護支援サービス	714,004	負担金補助等	介護支援サービス	722,208
負担金補助等	施設介護サービス	4,069,640	負担金補助等	施設介護サービス	4,109,649	負担金補助等	施設介護サービス	4,296,104
委託料	審査支払手数料	13,937	委託料	審査支払手数料	14,439	委託料	審査支払手数料	14,583

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,072	1,853	1,219		地方税	3,339,347	3,384,843	45,496	
	物件費	13,937	14,440	503	国庫支出金	3,315,056	3,360,830	45,774			
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,017,079	2,077,151	60,072			
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0			
	補助費等	12,910,676	13,418,764	508,088	使用料及び手数料	0	0	0			
	減価償却費	0	0	0	その他	5,652,707	5,830,538	177,831			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	44,793	34,815	9,978	行政収入合計(a)	14,324,189	14,653,362	329,173			
	賞与・退職給与引当金繰入額	340	361	21	行政収支差額(a)-(b)=(c)	1,351,371	1,183,129	168,242			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	12,972,818	13,470,233	497,415	通常収支差額(c)+(d)=(e)	1,351,371	1,183,129	168,242			
	特別費用(g)	1,532	0	1,532	特別収入(f)	150	0	150			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	1,382	0	1,382	当期収支差額(e)+(h)	1,349,989	1,183,129	166,860			

備考 行政費用の「補助費等」は居宅及び施設介護サービスの給付額とケアプラン作成の経費、「物件費」は国保連合会への審査支払事務の委託料である。行政収入は、全ての介護給付費に対する介護保険第一号被保険者保険料及び、国・都・区・社会保険診療報酬支払基金の負担金の歳入額である。

問題点・課題 要介護等認定者数増加等に伴い、介護給付にかかる費用が年々増加している。安定的な事業運営のため、実績値・計画値における適切な進行管理が必要である。平成30年度から第7期介護保険事業計画期間となり、介護保険料の改定、制度改正等が行われているため、改定や改正等の影響を踏まえ、実績を把握、分析していくことが必要となる。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	介護保険事業計画策定年度でもあることから、介護給付費の分析を実施し、今後のトレンドや推移を予測していく。	平成29年度を含めた直近の介護給付費等の分析を行い、平成30年度以降の推計（第7期介護保険事業計画の策定）を行った。	給付実績等を適切に管理していくとともに、介護保険料の改定や制度改正の影響等の把握、分析に努める。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議(要質問)状	平成18年三定 軽度者への福祉用具貸与の見直しについて/施設入所者への負担軽減策について 平成20年四定 同居家族がいる場合の訪問介護サービスについて 平成22年二定 ショートステイの飛躍的充実について 平成26年度2月会議 第6期介護保険事業計画の策定について/介護保険制度改正について 平成29年度9月介護 第7期介護保険事業計画のアンケート調査について
---------	---

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-18	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	福祉用具購入費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	古賀	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	福祉用具購入費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	介護保険法第44・52・56条		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者						
内容	1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具 2 限度額：毎年度10万円を限度額とし、利用者はその1～3割（前年の所得状況による）を支払う。 3 給付の流れ (1) 給付券方式 利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 区は利用者に給付券を発行 利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う (2) 償還払い方式 利用者は福祉用具購入後に区に申請 区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う						
経過	平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う） 平成24年4月 特殊尿器（自動排せつ処理装置を含む）が購入の対象から外れ、自動排せつ処理装置の交換部品が対象となる。 自動排せつ処理装置は福祉用具貸与の対象となる。						
必要性	介護保険法により必須の事業						
実施方法	（ 1 直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	給付券方式の申請書受理件数比率（％）	73.9	74.8	74.7	74.7	74.8	給付券方式の申請書受理件数 / 年間福祉用具支給申請受理件数
	給付券払（件数）	521	551	595	636		
	償還払（件数）	184	185	202	216		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		24,765	25,731	26,697	19,988	21,434	24,461	24,721
決算額(30年度は見込み)		21,198	21,505	19,352	19,854	20,737	22,786	24,721
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	腰掛便座(件)	254	277	252	240	248	254	
	特殊尿器(件)	0	3	2	4	1	1	
	入浴補助用具(件)	592	586	562	566	592	654	
	簡易浴槽(件)	0	0	0	0	0	0	
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	福祉用具購入費	20,737	負担金補助金	福祉用具購入費	22,786	負担金補助金	福祉用具購入費	24,721

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	683	0	683	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	20,737	22,786	2,049	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	76	0	76	行政収支差額(a)-(b)=(c)	21,496	22,786	1,290
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	21,496	22,786	1,290	通常収支差額(c)+(d)=(e)	21,496	22,786	1,290	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	21,496	22,786	1,290	

備考 行政費用の「補助費等」は、福祉用具購入に係る介護給付支給額

問題点・課題 給付対象になるかどうか、保険者に委ねられている部分が多い。実際の事例の整理等を行うなどして判断基準の明確化を図っていく必要がある。また用具を必要とする利用者が適切なタイミングに速やかな購入ができるよう、事業者も含め購入手続きに関する周知を図っていく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	添付書類から必要性が読み取れない場合は、ケアマネジャー等他の専門職からの聞き取りも行っていく。	福祉用具購入の必要性を専門職からの聞き取りを行った。	公平かつ公正な給付となるよう事例や考え方を整理しマニュアル化するなど、明確な判断基準を作成していく。

他区の実況(要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-19	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	住宅改修費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	藤澤	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	住宅改修費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠	介護保険法第45条、第57条			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	05	高齢者の住まいの確保				
目的	居宅の要介護者が、介護保険制度における住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	要介護・要支援認定者						
内容	<p>利用者の生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修費を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる工事：手摺の取付、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、引き戸等への扉の取替え、和式から洋式への便器の取替え、及びこれらの工事に付帯して必要な工事。 申請の流れ：必ず事前の申請が必要。（給付券方式・償還払い方式）必要書類を区に提出し、区で内容の審査、決定（1週間～10日）、本人に結果を通知し工事の実施。工事完了後は区に必要書類を提出し、本人または事業所に請求額を支払う。 						
経過	<p>平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、事業計画ごとの更新制とする。</p>						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 支払方法（給付券方式）事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者を支払う （償還払い方式）利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者を支払う						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	給付券方式の支払件数比率（％）	84.6	86.2	86.4	86.4	86.4	給付券方式の申請書受理件数/年間受理件数（全）
	給付券払(件)	583	602	658	736		
	償還払(件)	106	96	104	116		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		80,599	83,147	85,694	71,572	75,872	82,514	73,237
決算額(30年度は見込み)		65,682	61,614	62,110	59,925	62,208	66,469	73,237
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	手すりの取付け(件)	684	677	656	647	665	701	
	床段差解消(件)	150	111	121	95	94	99	
	滑り止めの防止(件)	16	14	14	21	28	36	
	引き戸等への取替え(件)	92	70	70	66	62	80	
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	住宅改修費	62,208	負担金補助等	住宅改修費	66,469	負担金補助等	住宅改修費	73,237

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	0	0	0	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	62,208	66,469	4,261	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	62,208	66,469	4,261
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	62,208	66,469	4,261	通常収支差額(c)+(d)=(e)	62,208	66,469	4,261	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	62,208	66,469	4,261	

備考 行政費用の「補助費等」は、住宅改修に係る介護給付支給額

問題点・課題 事業所によって住宅改修の施工費の平準化が難しく、利用者に適した工事が行われているかの確認が難しい。今後、国が示す予定となっている見積書類の様式など、住宅改修内容の適正化に向けた国の動向を注視していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き窓口の書類確認にて改修工事の適正化に努めていく。	申請書類処理時に工事費が特に高額である場合は、業者にその内訳の詳細を聞き適正な工事であるか確認した。	事業者に対して、住宅改修の適正化の内容について周知を図っていく。

他区の実況(要旨) (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

他区の実況(要旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-20	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	2432	
		担当者名	依田	内線			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	特定入所者介護サービス等費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	介護保険法		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	区民税世帯非課税等の低所得者について、介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用に係る食費居住費の負担を軽減する。						
対象者等	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 介護保険施設及び短期入所サービス事業所 東京都国民健康保険団体連合会						
内容	要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。 (1)サービスの種類 ・介護保険施設の食費・居住費 ・短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費 (2)給付の流れ 要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする 利用者負担第1～3段階の被保険者に対して認定証を交付 被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける						
経過	平成17年10月 介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設 平成27年 8月 預貯金等の要件導入、別世帯配偶者所得の勘案 平成28年 8月 非課税年金の勘案						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 (審査件数1件あたり@60円)						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	負担限度額認定証交付件数(件)	1,383	1,557	1,679		1,679	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		328,165	398,823	403,507	414,172	414,809	397,003	423,841
決算額(30年度は見込み)		328,165	398,823	403,506	414,172	408,845	393,181	423,841
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	利用件数(件)	12,262	13,750	13,924	12,927	12,417	12,414	
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	特定入所者介護サービス費	408,845	負担金補助等	特定入所者介護サービス費	393,181	負担金補助等	特定入所者介護サービス費	423,841

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,048	2,965	917	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	408,845	393,181	15,664		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	227	578	351		行政収支差額(a)-(b)=(c)	411,120	396,724	14,396
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	411,120	396,724	14,396		通常収支差額(c)+(d)=(e)	411,120	396,724	14,396
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	411,120	396,724	14,396

備考 行政費用の「補助費等」は、介護保険施設入所の食事・居住費補助に係る介護給付支給額

問題点・課題 預貯金要件の導入や非課税年金の勘案等、負担限度額の段階を決定するための業務が増加しており、窓口での申請受付から認定証の発行までの業務を効率的に行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	申請方法や時期に関して窓口業務の改善を図れるよう検討する。	受付けた書類に関して、早く確認し認定証を発行できた。	システム更改から一年経つため更新手続きを、より円滑に行う。

他区の実況(要旨) (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

他区の実況(要旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-21	戦略プラン	協働	業務	財務	人事			
事務事業名	高額介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	担当者名	丹	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	高額介護サービス等費							
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）			建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	介護保険法51条・61条				
終期設定	有	無	年度	法令等					
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市							
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	04	介護サービス基盤の充実						
目的	要介護・要支援認定者が、利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合、又は前記費用に本人と家族の医療費を加えた費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給する。これにより、自己負担の軽減を図ることを目的とする。								
対象者等	高額介護サービス等費・高額医療合算介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者								
内容	<p>【高額介護サービス費】 給付の流れ サービスの提供 国保連 該当者抽出 該当者にサービス費の支給申請を勧奨する。 申請に基づき、区が支給決定し、支給する。（2回目以降は申請省略）</p> <p>【高額医療合算介護サービス費】 給付の流れ 対象者が介護保険者より自己負担額証明書を取得する 対象者は を添えて医療保険者に請求 医療保険者は を基に医療と介護の合算負担額を算出、按分し両保険者負担額を対象者へ支給 医療保険者は計算結果連絡票を介護保険者に送付するとともに医療保険者負担額へ支給 介護保険者は に基づき介護保険負担額を対象者へ支給</p>								
経過	平成13年10月	高額介護サービス費支給の開始							
	平成15年 4月	申請時の領収書確認を廃止							
	平成17年10月	自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略							
	平成18年10月	委任状による親族口座への振込みが可能になる							
	平成20年 4月	高額医療・高額介護合算制度の開始（申請開始は平成22年1月22日から）							
	平成27年 8月	高額介護サービス費の自己負担段階に現役並み所得者がいる世帯を新設							
		高額医療・高額介護合算制度の70歳未満被保険者の自己負担上限額の見直し							
	平成29年 8月	高額介護サービス費の課税世帯につき自己負担上限額の見直し							
必要性	介護保険法の規定により必須の事業								
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。 （審査件数1件あたり@60円）								
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明		
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	高額介護支給件数(件)	29,828	32,280	32,826	34,475	35,000	申請勧奨件数 28年度1,732件29年度1,721件		
	高額医療合算介護サービス費・後期高齢者分(件)	1,015	1,857	1,510	1,878	2,000	申請勧奨件数 28年度1,857件29年度1,615件		
	高額医療合算介護サービス費・国民健康保険分(件)	31	32	16	30	40	申請勧奨件数 28年度32件 29年度16件		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
30年度	31年度								
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。							

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		307,125	333,211	345,054	374,485	429,723	427,068	480,635
決算額(30年度は見込み)		307,052	312,815	334,057	354,964	423,860	424,160	480,635
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	生活保護の被保護者等	5,434	6,103	6,320	7,040	7,172	7,608	
	区民税非課税で年収80万円以下	13,401	13,481	13,923	14,524	14,946	15,366	
	区民税非課税で年収80万円超	4,284	4,941	5,045	5,319	5,617	5,952	
	一般(27年度は現役並み所得者含)	2,458	2,172	1,955	2,945	4,545	3,900	
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金	高額介護サービス等費	360,569	負担金	高額介護サービス等費	368,765	負担金	高額介護サービス等費	480,635
	高額合算(後期高齢分)	61,982		高額合算(後期高齢分)	54,272			
	高額合算(国保分)	1,309		高額合算(国保分)	1,123			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
		行政費用	給与関係費 5,461 物件費 0 維持補修費 0 扶助費 0 補助費等 423,860 減価償却費 0 不納欠損・貸倒引当金繰入額 0 賞与・退職給与引当金繰入額 604 その他行政費用 0 行政費用合計(b) 429,925 特別費用(g) 0 特別収支差額(f)-(g)=(h) 0	5,930 0 0 0 424,160 0 0 1,155 0 431,245 0 0 0		469 0 0 0 300 0 0 551 0 1,320 0 0	行政収入 地方税 0 国庫支出金 0 都支出金 0 分担金及び負担金 0 使用料及び手数料 0 その他 0 行政収入合計(a) 0 行政収支差額(a)-(b)=(c) 429,925 金融収支差額(d) 0 通常収支差額(c)+(d)=(e) 429,925 特別収入(f) 0 当期収支差額(e)+(h) 429,925	0 0 0 0 0 0 0 0 0 431,245 0 431,245 0 431,245 0 1,320

備考 行政費用の「補助費等」は、高額介護サービス等に係る介護給付支給額

問題点・課題
 高額介護サービス費について、対象者本人が申請を行うことが困難な場合は、家族等が代わって申請を行うことになるが、家族が遠方であったり、またそもそも家族等がいない場合に申請が遅れたり、行われなかったりする。
 高額医療合算介護サービス費について、申請は一課に行うものの、医療保険・介護保険でそれぞれ計算し支払いを行うため、区民の方にわかりにくい内容となっている。各課の担当者同士で、情報を共有し、申請や事務手続きをなるべく簡略化する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	申請書を送付しているにも関わらず、長期間、申請が行われない対象者への勧奨方法を検討する。	通知に添付する文書について、なるべくわかりやすく記載している。	長期間の未申請者について、担当ケアマネなどに連絡をする等、申請に結びつける。
他区の実況(要旨)	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-22	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	いきいきボランティアポイント制	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
	度事業	担当者名	竹井	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-01	いきいきボランティアポイント制度事業費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	23年度	根拠	介護保険法第115条の44、いきいきボランティアポイント制度事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02	介護予防の推進				
目的	高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会を作ること及び当該ボランティアを行うことで介護給付の抑制につなげ実質的な介護保険料の負担軽減を図る。						
対象者等	荒川区在住の介護保険第1号被保険者						
内容	<p>1 対象となるボランティア活動 区が指定する介護保険施設等におけるボランティア活動（シーツ交換、お茶出し、傾聴等）</p> <p>2 ボランティア登録・ポイントの換金等 ボランティア登録に当たっては、原則として、区が実施するボランティア説明会を受講することとする。説明会は年10回程度開催し、講師は荒川区社会福祉協議会や本区の職員が担当する。ボランティア登録を行った方に対して、いきいきボランティア手帳を交付する。指定の施設等において、ボランティア活動1時間につき1個（1日最大2個）のスタンプをボランティア手帳に押印する。 スタンプ1個につき100ポイントを付与し、1,000ポイント以上貯まった方に対し、申請に基づき、翌年度に交付金を支給する。（100ポイントにつき100円とし、年度ごとに5,000円を上限とする。）</p>						
経過	<p>平成23年 7月 制度開始</p> <p>平成25年10月 いきいきボランティア交流会開催</p> <p>平成26年11月 子育て交流サロン（一部）をボランティア受入機関として指定</p> <p>平成29年 1月 ゆいの森あらかわを受入機関として指定</p> <p>平成29年 8月 荒川区健康推進課（ころばん体操リーダー活動）を受入機関として指定</p>						
必要性	増加する介護給付費の抑制及び実質的な保険料負担の軽減策として必要である。						
実施方法	（ 1 直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	ボランティア登録者数	460	502	603	700	750	
	年平均活動時間	38	38	37	40	40	ポイント交換申請ベース (交付金対象スタンプ数 / 申請者数)
	ボランティア受入機関数	41	52	55	60	70	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
	30年度	31年度					
重点的に推進	重点的に推進		ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、また高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を促進していく上で、重要な事業である。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,762	2,741	1,827	1,875	1,685	1,542	2,134
決算額(30年度は見込み)		508	1,181	926	983	1,100	1,280	2,134
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
ボランティア登録者数(人)		229	278	382	460	502	603	700
交付金申請者数(人)		64	104	105	133	149	171	275
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	ボランティア講師謝礼	45	報償費	説明会講師謝礼	45	報償費	説明会講師謝礼	54
食料費	交流会飲食代	7	食糧費	交流会飲食代	6	食糧費	交流会飲食代	12
一般需用費	ボランティア手帳作成等	109	一般需用費	ボランティア手帳作成等	173	一般需用費	ボランティア手帳作成等	203
郵便料	次年度手帳送付等	203	郵便料	次年度手帳送付等	206	郵便料	次年度手帳送付等	347
保険料	ボランティア保険	170	保険料	ボランティア保険	218	保険料	ボランティア保険	290
使用料	交流会会場使用料	0	負担金	評価ポイント交付金	632	負担金	評価ポイント交付金	1,228
負担金	評価ポイント交付金	567						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,024	1,482	458	地方税	0	0	0	
	物件費	318	385	67	国庫支出金	2,554	18,598	16,044		
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,822	9,412	7,590		
	扶助費	0	0	0	行政収入					
	補助費等	781	895	114	分担金及び負担金	0	0	0		
	減価償却費	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	その他	417	11,608	11,191		
	賞与・退職給与引当金繰入額	113	289	176	行政収入合計(a)	4,793	39,618	34,825		
	その他行政費用	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	2,557	36,567	34,010		
	行政費用合計(b)	2,236	3,051	815	金融収支差額(d)	0	0	0		
	特別費用(g)	0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	2,557	36,567	34,010		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
					当期収支差額(e)+(h)	2,557	365,673	34,010		

備考 行政費用の「物件費」は、ボランティア手帳作成や郵便料等の事務経費。「補助費」は、ボランティア活動者への交付金、保険料等の経費。いずれも活動登録者の増加に伴い増加傾向である。

問題点・課題 新規登録者を増やすため、ポイントの付与対象とする活動内容の範囲を拡大するなど、より参加しやすい制度にしていく必要がある。
今後、登録者の増加が見込まれることから、より効果的な事業運営を行う必要がある。
活動者にとって制度が複雑かつ煩雑になっている。制度についてわかりやすく周知をする必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	対象となる活動範囲の拡大や受入機関数の増加に向けて引き続き検討する。	ころばん体操リーダー活動を対象活動として指定し、活動範囲を拡大した。全6か所の施設を受入施設として指定した。	今後も受入施設を拡大し、登録者の活動の幅が広がるよう検討していく。また活動施設の幅を広げていく。
	アンケート調査による受入機関の状況を踏まえて、登録者がボランティア活動に参加しやすい体制作りを検討する。	ホームページを充実させ、よりリアルタイムな募集情報を掲載することで登録者が活動しやすい環境づくりを進めた。	ホームページの充実は閲覧数という形で大きく反響があった。本年も引き続き推進していく。

他区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
-------	---------------------------

況議(要質問旨) 平成22年三定 「高齢者応援ポイント制度」(仮称)の早期導入について
平成26年一定 専門的なボランティア活動を事業の対象に加え、より高いポイントを付与することについて
平成26年度2月会議 ボランティアの範囲拡大について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-23		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	住宅改修理由書作成経費の助成		部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	2432
		担当者名	藤澤		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-01	住宅改修支援事業					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	介護保険法第115条		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険事業における住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成したケアマネジャー等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して理由書作成経費の一部を助成することにより、適正な住宅改修の実施を図ることを目的とする。						
対象者等	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者等						
内容	<p>助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 ただし、利用者が当該住宅改修工事について住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。 まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書作成経費は、本事業の対象とならない。</p> <p>助成金額 1件につき2,000円</p>						
経過	<p>平成12年4月 介護保険法施行時から実施。 平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更。 平成18年4月 介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。</p>						
必要性	サービス計画を立てていない利用者（ケアマネジャーの介護報酬が算定できない）の住宅改修の円滑な実施のため、必要不可欠である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	助成件数（件）	98	74	62	101	113	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	介護保険制度を補う国の補助事業である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		236	190	190	242	256	226	202
決算額(30年度は見込み)		152	188	136	196	148	124	202
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
助成件数(件)		76	94	68	98	74	62	101
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	理由書作成助成	148	負担金補助等	理由書作成助成	124	負担金補助等	理由書作成助成	202

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0		地方税	0	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	0	
	補助費等	148	124	24	使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	148	124	24			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	148	124	24	通常収支差額(c)+(d)=(e)	148	124	24			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	148	124	24			

備考 行政費用の「補助費等」は、対象事業所等への補助金支出額

問題点・課題 ケアマネジャーがいない場合の住宅改修理由書については、地域包括支援センターの職員が作成する機会が多く、その作成にかかる経費を助成するための事業である。助成の申請がなされた後、住宅改修を行った利用者に対して住宅改修費が支給されたか否かの結果を確認する必要があるため、助成額の支払いに時間を要する場合がある。また住宅改修が取下げられて工事が行われなかった場合は支払はできない。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	住宅改修費の支給が本制度の要件であるため、引き続き住宅改修の手続きを速やかに完了するように施工業者に働きかける。	理由書作成助成費申請のあった住宅改修申請の完了手続きが速やかに行われているかを確認した。	引き続き住宅改修の完了手続きの状況を把握して、速やかに行うように業者に働きかける。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		

議
会
質
問
状
況
(
要
旨
)